

岐阜県立加納高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、重大事態の措置を行う。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 本校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。また、いじめが刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当すること及び損害賠償責任が発生し得ることを周知する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。特に、担任は一人で抱え込まないで、学年会及び生徒指導部と情報共有し対応する。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の目安を3カ月とする。また、いじめに係る行為が止んでいるかを判断するに当たり、事案に応じ、スクールカウンセラーによる面談等を行い適切に対応する。

- ・いじめ防止基本方針に基づく実施状況を、学校関係者評価の評価項目に位置づけ、達成状況を評価し、改善等を図る。
- ・該当年度のいじめ防止基本方針が決定後、配布等の方法で生徒及び保護者に周知するとともに、ホームページ等に公開する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[組織の名称]

岐阜県立加納高等学校いじめ防止等対策検討会議

[組織のメンバー]

- ・学校関係者（校長、教頭2名、生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、特活指導部長、渉外部長、学年主任3名、教育相談係）
- ・生徒代表（会長、副会長）
- ・第三者（臨床心理士、保護者代表、地域代表）
（社会福祉士、教員・警察OB）

[組織の役員]

- ・いじめ防止等対策検討会議に、委員長及び副委員長各1名を置く。
- ・委員長は、校長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

[組織の開催]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討会議を組織する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識の醸成
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動の推進（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力向上を図る職員研修等の開催。特に、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー等の活用
- ・生徒に対し、教職員の不適切な言動がないよう、よりよい人間関係の構築

【生徒指導部】

- ・ 学校生活における規律を正し、主体的に授業や行事に参加できる指導
- ・ 定期的に「迷惑調査」（いじめ実態調査）を実施し状況を把握（年3回）
- ・ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を開催
- ・ 心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を開催
- ・ 情報モラルに関する指導を定期的に開催
- ・ P T Aと連携した、人権教育及び情報マナーの推進

【教務部】

- ・ 授業評価の分析や、公開授業月間後の授業分析会を通して授業改善に取り組み、生徒一人一人が分かり力のつく授業の確立
- ・ 情報セキュリティを遵守し、全ての情報処理における個人情報保護の厳守

【進路指導部】

- ・ 進路目標の早期指導により高校3年間の方向付け、目的意識の育成

【特活指導部】

- ・ HR活動の工夫により、クラス内のコミュニケーション力の育成
- ・ HRにおける道徳心・公共心や倫理観の育成
- ・ 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進
- ・ 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による絆づくり
- ・ 生徒会活動や学校行事を通して、加納高生としての誇りを持たせる

【渉外部】

- ・ P T A総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会の開催
- ・ 保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進
- ・ いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進

※【関係機関との連携】

必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所、市役所福祉課、医療機関等）との適切な連携を図る。また、平素から、関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

(3) 年間計画 ※別紙「いじめ防止プログラム」参照

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式・1年オリエント 情報モラル講話（1年） 第1回校内いじめ防止職員研修 教育相談旬間（二者懇談）	・ 生活指導全般に関する講話 ・ ネット、スマホの安全利用に関する講話 ・ 学校の方針と具体的対応の確認 ・ 生徒の生活状況の把握や問題意識等の確認 ・ 教育相談だよりの発刊
5	第1回いじめ防止等対策検討会議 生活安全講話 第1回人権教育委員会	・ いじめ防止の年間計画等の検討 ・ 依存症、ネット・スマホの安全利用に関する講話 ・ 校内における人権に関する取組の確認
6	第1回迷惑調査 学習時間及びスマホ利用調査 第2回校内いじめ防止職員研修	・ クラスへの適応状況の把握 ・ 生活実態の把握 ・ 発達障がいやいじめの対応に関する研修

7	第1回県いじめ調査（県報告4～7月） 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・家庭生活の状況確認 ・生徒指導部長による講話（情報モラル等）
8	白梅祭の準備活動	<ul style="list-style-type: none"> ・準備活動を通じたよりよい人間関係の構築 ・教育相談だよりの発刊
9	白梅祭	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自主的、自発的な活動の場
10	第2回迷惑調査 教育相談旬間（二者懇談） 学習時間及びスマホ利用調査	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの適応状況の把握 ・生徒の生活状況の把握と進路に関する懇談 ・生活実態の把握
11	人権特別LHRの準備 人権特別LHR（ひびきあいの日）	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の啓発 ・「地球のステージ」の実施
12	第3回校内いじめ防止職員研修 情報モラル調査 第2回県いじめ調査（県報告4～12月） 三者懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談に向けた教育相談の充実に関する研修 ・状況把握 ・家庭生活の状況と進路希望の確認 ・生徒指導部長による講話（人権意識等） ・教育相談だよりの発刊
1	第3回迷惑調査 第2回人権教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス編成に向けての状況把握（1・2年） ・校内における人権に関する取組の反省
2	第2回いじめ防止等対策検討会議 次年度に向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・いじめ防止基本方針の検討
3	第3回県いじめ調査（県報告4～3月）	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握

※スクールカウンセラー（年19回来校）

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

いじめ防止対策推進法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることの

ないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

[組織対応] ※事案対処マニュアル

- ・生徒指導委員会により対応を図る

※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

※スクールカウンセラーとの連携を図る。

[生徒指導委員会の構成]

- ・校長、教頭2名、生徒指導部長、学年主任3名、当該学級正副担任、教育相談係、生徒指導部職員、部顧問等関係者

[対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（保護者との連携と協力）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かを判断
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア
- ・加害生徒の指導
- ・保護者への説明
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（事後指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめ防止対策推進法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・県教委への報告（詳しい調査について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ）
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体調査組織の編成]

- ・生徒指導委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。
※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性に努める。
※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
※スクールカウンセラーとの連携を図る。

[学校主体調査における注意事項]

- ・県教委と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に配慮するが、個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
- ・調査結果は県教委に報告し、県教委から知事に報告する。

4 資料の保管

迷惑調査等のアンケート質問票の原本等の一次資料は、保存期間を当該生徒卒業後5年間とする。

事実確認の結果を記録した文書等の二次資料は、保存期間を当該生徒卒業後5年間とする。

平成26年	4月	策 定
平成27年	4月	一部改訂
平成28年	4月	一部改訂
平成29年	4月	一部改訂
平成29年	10月	一部改訂
平成30年	5月	一部改訂
令和元年	5月	一部改訂
令和元年	7月	一部改訂